

●香川県告示第84号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

愛媛県四国中央市寒川町830

常裕パルプ工業株式会社 代表取締役 井川 猛

(2)事業場の所在地及び名称

三豊市山本町大野350-1

常裕パルプ工業株式会社 香川工場

(3)特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する抄紙施設	
能	力	スクリュープレス 30 t/日 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後2週間	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.5~7.5	6.0~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	70	150
	化学的酸素要求量 (mg/l)	70	150
	浮遊物質 (mg/l)	150	200
	窒素含有量 (mg/l)	60	100
	りん含有量 (mg/l)	8	12
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		2,999.8	3,299.8

変更しようとする特定施設

種	類	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する抄紙施設	
能	力	スクリュープレス 30 t/日 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの		連続24時間使用	

使用時間			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.5~7.5	6.0~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	70	150
	化学的酸素要求量 (mg/l)	70	150
	浮遊物質 (mg/l)	150	200
	窒素含有量 (mg/l)	60	100
	りん含有量 (mg/l)	8	12
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	(変更前) 3,000 (変更後) 2,999.8	(変更前) 3,300 (変更後) 3,299.8

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分		第 1 排水口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.5~7.5	6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	50	60
	化学的酸素要求量 (mg/l)	50	60
	浮遊物質 (mg/l)	40	60
	窒素含有量 (mg/l)	50	75
	りん含有量 (mg/l)	1	1.5
	排出水の量 (m ³ /日)	2,200	2,300

他に排水口が1箇所ある。

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、特定施設の新設に伴う使用する原料及び生産量の変更はなく、同種の既設特定施設と同時に使用しないため、排出水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年2月29日から同年3月21日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市市民部環境衛生課